

平成19年度 第1回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時 平成19年6月18日(月)
13:30~15:30
2. 開催場所 議会棟(東棟)3F 執行部控室
3. 委員の定数 13名
出席委員 12名
漁業者代表: 太田嘉俊、奥村義雄、桂川善彦、神谷 清、
萩永茂生、吉澤 喜
遊漁者代表: 安藤幸道、渡辺澄子
学識経験者代表: 川合千代子、駒田格知、西牧真規子、吉村朝之
4. 審議事項 議第1号 岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について
議第2号 遊漁規則の一部変更について

5. 議事の経過

【開会宣言】

○会長

それでは、只今から、平成19年度第1回の内水面漁場管理委員会を開会します。
本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の議題は、「岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局長、書記の任免について」
ほか一件でありますのでよろしくお願いします。

本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。

【出席委員数確認】

○森書記

本委員会委員定数13名中12名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務
規程第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

【議事録署名者指名】

○会長

本日の議事録署名者には、吉澤委員さんと吉村委員さんをお願いしたいと思います。
宜しくお願いします。

【議第1号】

○会長

それでは、議第1号「岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局長、書記の任免につい
て」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○森書記

これは、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第3条第3項の規定に基づき、当委
員会の事務局長、書記を任免するものでございます。これは、県の人事異動に伴う任
免でございます。

任命につきましては、事務局長として、荒井真水産課長を、書記として、松田水産
課技術主査を、同じく書記として、岩田水産課主事とするものでございます。

解任につきましては、事務局長であった臼田さん、3月をもって退職されました。
書記でありました、松井さん、同じく3月をもって退職されました。同じく書記であ

りました後藤さん、4月の人事異動に伴い揖斐農林事務所への異動となりました。

○会長

ただいま事務局から説明がありましたが、県の人事異動に伴い、本委員会の書記の任免を行うものであります。なにか質疑はございませんか。

○委員

【「異議なし」の発言あり】

○会長

ご質問もないようですので、只今から採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号「岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

【「異議なし」の発言あり】

○会長

ご異議がないようですので議第1号については原案のとおり決定します。

それでは、新たに事務局長となりました、荒井さん、ご挨拶をお願いします。

○事務局長

事務局長に任命されました水産課長の荒井でございます。委員の先生方には県の内水面漁業に関しまして、いろいろご助言、ご指導等をいただいております。誠にありがたいことと思って感謝しております。私自身、行政経験少のうございますが、事務方として今後、精一杯努力していく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

それでは、【議第2号】「遊漁規則の一部変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、「議第2号 遊漁規則の一部変更について」をご説明させていただきます。本議題は、漁業法第129条第4項の規定により、岐阜県知事から意見を求められたものでございます。

それでは、5ページ目の「遊漁規則変更内容の概要」をご覧ください。このたび遊漁規則の変更に係わる申請をいたしました漁協は、内共第7号を免許されております根尾川筋漁協、内共第8号を免許されております揖斐川中部漁協、内共第16号を免許されております郡上漁協、内共第26～29号を免許されております恵那漁協、内共第30号を免許されております飛騨川漁協、内共第33号を免許されております益田川上流漁協、内共第35号を免許されております馬瀬川上流漁協、内共第44号を免許されております高原川漁協、内共第42、48、49号を免許されております宮川下流漁協の9漁協となっております。それでは個別に詳細に説明をさせていただきます。

まず、根尾川筋漁協につきましては、整合性をとるための文言の追加となっております。どういう事かと申しますと、「もり・ひし・やす・たくり」については、第4条において禁止期間を定めるなど、従前から、遊漁者の行使を認めていたものであるが、遊漁規則第3条の条文中において、当該漁具・漁法が表記されていなかったため、適正な表記に改めるというものでございます。

続きまして、揖斐川中部漁協でございますが、これは、「がり・ころがし」の禁止

期間を1カ月間延長し、9月15日までとするものでございます。変更理由といたしましては、「友釣りの漁期が遅くなり、9月に入っても多くの友釣り遊漁者が入川し、当該漁法を行う者との間で事故やトラブルが発生する危険性が増大しているため」、というものでございます。

続きまして、郡上漁協でございますが、これは、全魚種を対象としました、周年禁止区域3箇所の新設でございます。まず、1箇所目は「大間見川の清浄寺橋上流端から上流、大間見浄水場までの区域」です。2箇所目は「周戸洞川の本川及び支派川全域」です。そして、3箇所目は「小間見川の小間見集会所下堰堤から上流の本川及び支派川全域」です。変更理由といたしましては、「当区域は天然魚の産卵場として有効な場所であるため、禁止区域に指定し、魚類の繁殖保護を助長したい」というものであり、写真等で確認しましても、良好であると考えられます。

続きまして、恵那漁協でございますが、これは釣り専用区の延長及び変更でございます。まず、阿木川ですが、現行「佐渡橋上流えん堤上流端から上流、恵那大橋上流えん堤下流端までの区域」となっておりますが、これを上流側に300m延長し、「恵中大橋」までとするものです。次に、付知川ですが、現行、見佐島橋から上流、新田瀬橋までの区域」となっておりますが、これを下流側に500m延長し、「見佐島橋下流500mから上流、新田瀬橋までの区域」とするものです。いずれも、変更理由といたしましては「遊漁者からの要望も多いため、専用区を延長して遊漁者の増大を図りたい」というものでございます。そして、最後は、現行「若宮大橋から上流、秋津えん堤までの区域」となっております所、1kmをそのまま下流へスライドし、「稻荷橋から上流、若宮大橋までの区域」とするものです。変更理由といたしましては、「漁場環境の変化により現行区域よりも変更案の区域で遊漁者が増大しているため、区域を変更して遊漁者の増大を図りたい」というものでございます。

続きまして、飛騨川漁協でございますが、これは、鮎を除く全魚種の周年禁止区域の解除及び新設でございます。まず、解除の方ですが、これは、「神湊川の七宗町神湊字外所2253番地の6先、農業用外所えん堤上流端から上流160メートルの間の区域」です。一方、新設の方でございますが、これは、「神湊川の七宗町神湊字中野2233番地の2先、農業用中野えん堤上流端から上流、190メートルの間の区域」です。変更理由といたしましては、「漁場環境の悪化が進み、ウグイ・オイカワ等在来魚の産卵・成育・洪水時等の避難場所として適さなくなった区域を解除し、大きな石が点在し、水深もある区域について、新たに禁止区域を設定する」ものであり、写真等で確認しましても良好であると考えられます。

続きまして、益田川上流漁協でございますが、これは禁止区域2箇所の解除と新設2箇所、そして、延長1箇所となっております。まず、解除ですが、これは、「青屋川の高山市朝日町青屋の日面エンテイ上流端から上流、柳瀬橋下流端までの区域」と、「野麦川の高山市高根町阿多野の阿多野川合流点から上流、500mまでの区域」となっております。変更理由といたしましては、「青屋川及び野麦川の禁止区域については、河川工事等の影響により、在来魚の自然繁殖に適さなくなっているため」というものでございます。一方、新設の方でございますが、これは、「三俣谷の高山市久々野町渚の牛牧谷合流点から上流全域」と、「日和田川の高山市高根町日和田の大谷橋上流端から上流全域」となっております。変更理由といたしましては、「新たに在来魚の自然繁殖に適した河川環境が維持されている三俣谷及び日和田川の上流全域を禁止区域に設定する」というものでございます。最後に延長ですが、現行、「名暮谷の高山市朝日町西洞のハッチャエンテイ上流端から上流600mまでの区域」を「上流全域」とするものです。変更理由といたしましては、「当該区域の上流側も自然繁殖に適した区域であるため、上流全域に拡大する」というものであり、いずれも魚類の繁殖保護を考慮した変更となっております。

続きまして、馬瀬川上流漁協でございますが、これは、全魚種を対象といたしました、周年禁止区域の新設でございます。場所は、下呂市馬瀬惣島地区にあります、葛谷及びその支派川の全域となっております。変更理由といたしましては、同所は、「あまご等の在来魚の生息場所・産卵場として良好な漁場環境が維持されており、生息魚

種の繁殖保護を助長し、在来資源の増殖を図るため」というものであり、写真等で確認したところ良好であると考えられます。

続きまして、高原川漁協でございますが、ここも、全魚種を対象といたしました、周年禁止区域の新設でございます。場所は、双六川支流の深洞谷全域となっております。変更理由といたしましては、「良好な漁場環境が維持されている深洞谷を禁漁区とすることでイワナ等の資源量を増やし、当該地域から流下するイワナ等により、双六川本流への資源添加効果を図ること、また、深洞谷上流部は、学術上貴重な湿原地域となっております地元飛騨市がその保全に努めているため、遊漁を制限することにより湿原環境の保全にも寄与出来る」というものであり、写真等で確認したところ良好であると考えられます。

続きまして、宮川下流漁協ですが、これは、アユ及び雑魚の年釣り及び日釣り遊漁証の様式及び市町村合併に伴う字句等の変更でございます。変更理由といたしましては「監視員及び遊漁券取扱者の業務を効率的にすること」などでございます。

議第2号につきましては以上でございます。

○会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。
何でも、よろしいですよ。

○駒田委員

禁止区域はよく効果があるような気がしているんですけども、全般的にどんな感じですか、禁漁区の効果というか、僕は割とあるような、有効的な気はしているんですが。

○森書記

禁漁区を設ける目的が、「天然の再生産を守って、そこからの資源添加を」というのが大きな目的なんですね。長年ずっと一定の所でやってみえる漁協さんもありますし、例えば3～4年で、アマゴなんですけど、「資源が戻って、そこを漁場として活用したい」ということで、効果自体は出てきていると思っている。ただ、規模については、どれくらいの禁止区域を設ければそれが適正かという部分はちょっと疑問で難しい。漁協さんの立場から言いますと、遊漁者が選択する。釣れる漁協。一つの例なんですけど、揖斐の粕川。遊漁者が天然のアマゴを釣りたいと言うことで、1つの谷を3年ぐらい禁漁区にした。卵の埋設放流をして、ある程度資源が回復した時点で再びオープンにする。代わりにまた他の谷においてこのように禁止区域を設けて対応していくと。組合さんの中での考え方が整理されておればいいのかと思います。ただ、適正な禁止区域の設定量については、漁協で現場をあずかってみえる委員さんの意見の方がいいのかなと思いますが。

○奥村委員

郡上漁協、新規で3箇所お願いしたんです。これに当たりしましては、かなり長い間、アマゴの稚魚放流を、3～5gぐらいのものを放流してきたんですが、その中では、学説的には銀毛化せずに残るものは3%ぐらいと聞いておったんですが、昨年5月、神路川ですけども、長良川本流に合流するまでが6kmぐらいまでの小さな川なんですけど、そこへ4,500匹のアマゴの稚魚の脂鰭を切って放流したわけなんですけど、この2～4月に川の脇に備えたポストに釣れた状況を書いて入れてもらっている。そんな中で私も驚いたのは、4,500匹の内、脂鰭が切っていない魚が切ったやつの倍釣れた。最終的な集計はしていないが、昨年、大きな水が見られなかったのも、残ったのではないかなと思うんですけど、今年も来年も続けていこうと思うんですけど、予想外に自然の魚がいるということで驚いている。気象の関係が大きいと思う。大きな水が出れば親も一緒に流れてしまうんですけど。少なくとも去年から今年にかけてはすごい結果が出た。また禁漁区を増やしていきたい。

○川合委員

最近、道路行政の方も厳しくなっている。激災害にあっても以前のように修復できなくなってきた事が、逆に道路を車で奥までいけなくなったことが、奥の方が禁漁化して、お魚がどんどん潤っているのかなという、不思議な、おもしろいな状況となっている。

○奥村委員

我々もある意味再発見で、今後は、産卵場をつくりながらやっていく必要があるのではないかと考えている。天然というのは、3年前のような大きな水が出ますと、全体的に魚が見られなくなってしまうので、やはり天候さえある程度いい状況であればかなり残ってくる。

○会長

私も先日河川で、アユの解禁前に漁協の管内をまわったんですけども、稚魚を放流する前なのに稚魚が見られた。今年は稚魚が多い。去年から今年にかけて大きな水が出ず、水量も大体安定していたこともある。佐見川等、かなりいるので楽しみにしている。やはり環境のせい、天候のせい、どっちの影響か分かりませんが、産卵卵入れているわけではございませんが、天然ですが、今年は、非常に稚魚の数が多い状況です。

○川合委員

災害も大変なんですけども、一回大水が出て川を洗ってしまった方が、魚にとってはむしろいいのではないかと。災害、大変だったと思うんですけども、水がきれいになってきたと思うんですけどもいかがでしょうか。

○奥村委員

河川の状況やと思います。大きな水が出ますと第一、砂とかバラスが川の底の表面に付くので、魚族にとっては良くないと思います。大きな石、それも、バラスと砂で埋もれてしまう。魚が石の下に棲む事ができなくなるのであまりよろしくございません。

○吉澤委員

河川工事は今、大きい機械でやりますので、やって、埋めてしまっても、昔ある地盤以上掘削したら、結局そこまで掘れてしまう。いわゆる基礎をつくって、やって、次の時はそれ以上掘ってやって、また、そこまで掘れてしまうような、鬼ごっこみたいなものです。昔は、手で掘って、下に一本枕木して石を積んだので、そこから下は掘れなかったのですが、今は掘れてしまう。口が悪いことを言いますが、二次災害だと思っております。埋めるときは石を入れるのはいいことなんですけども、流れの中に入るもんですから、砂やバラスが表面を走って全部表面に出てしまいます。

○吉村委員

これも僕の想像の範囲なんですけども、禁漁区も時々見ているんですけども、これは禁漁区にしても増殖しないなという河川の自然環境があるんです。大体、アマゴの場合は、10月頃に産卵して、積算温度300℃ぐらいだと思うんですけども、2ヶ月ぐらい、12月ぐらいにふ化するんですけども、産卵床の中で稚魚が春までじっと待っている。その時、産卵床から出てくる条件がある様な気がする。陽光が差している場所。稚魚が産卵床から早く出てこれる。うっそうとした藪、太陽光が差さないような場所は、そっちの方が不利なんです。アマゴも、サツキマスもそういうところを知っている。吉田川でサツキマスとかアマゴの産卵を見ますと、右岸川に多い。右岸側がもちろん、いわゆる日照時間が長い。暗い、日が当たらない様な所ではアマゴも産

卵しない。生まれた子供たちにとって水生昆虫が豊富でないといけない。今も水害の後に川底が砂で埋め尽くされるという現象、どこの谷でもそうなんですけど、やはり浮き石といいますか、ある程度大きな岩があって水生昆虫が育つ環境も必要だと思います。稚魚が生まれた後、隠れる所が絶対必要。川岸の柳や草木が生えている陰に隠れるようにして、ある程度大きくなるまでいる。アマゴの稚魚は、アブラハヤ等、他の魚と混ざっている。他の魚が混成しているところを見ますと、1尾か2尾いる彼らがある程度大きくなるまで隠れるそういった植生が必要。禁漁区にする河川は、そういった自然環境を見ていかないとせっかく禁漁区にしても条件が悪いと繁殖していかない気がする。

双六の始めのダムがありますよね。あそこ、ご存じのように、かつて放流したことがない。ダムより下は放流しているんですけども。イワナの話。日光イワナ。だからって、かつて放流したことが無くても、大昔、炭焼きをしたり、村人が自分の仕事場の近くで魚が釣れるように稚魚を一升瓶に入れて放流していた。だからって放流したことがない。人の手が加わっていないので、それは天然ではないかという話がありました。それが育っている。外から持ってきたものではない。近くのものを持ってきたわけだからそれを含めても天然に近い。双六は一つ条件が悪いのは、あまりにも川がきれいすぎまして、水生昆虫がいない。上流の植生、森林地帯は豊富でありますので、外から落ちてくる虫が非常に多いと言われている。あそこの繁殖率は非常に高いと思っている。県内で、イワナは人の影が見えると逃げるとするのは常識ですが、双六だけは、カメラを持ってザバザバと川に入っても、一瞬魚は逃げますけども、すぐ魚は戻ってくる。かなりの密度で、生息している。条件がよい。このため、河川環境も条件に入れながらやるとかなり効果があると思います。

○会長

それでは皆さんよろしいですか。只今から採決を行います。

お諮りいたします。

議第2号「遊漁規則の一部変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

【「異議なし」の発言あり】

○会長

ご異議がないようですので議第2号については原案のとおり決定します。

では、事務局、答申文案を朗読してください。

○松田書記

【答申文案の朗読】

○会長

次に、【その他】として事務局より「水産課の取組」と、「遊漁者増大対策の今後」について、情報提供があります。

事務局の説明を求めます。

○森書記

お手元の方に資料を用意させていただきました。1つは岐阜県の水産業という冊子。この中に岐阜県の水産業の状況等、取りまとめております。また、これから問題になってくる、今も問題になっているのですが、遊漁者が激減しているということで、その対策について、やはり検討して行かなくてはならないということで、その取組について若干、説明させていただきたいと思います。まず始めに、岐阜県の水産業、冊子

の方を見ていただければ、ありがたいんですが、3ページに、本県の水産業の概況と言うことで、岐阜県の場合は海がございませんので、水産業といいますと、河川漁業と3ページの養殖業と、この2本だけなんです、その漁獲量ないしは生産量を第2部に示しています。これを見ると、平成の時代に入ってから河川漁獲量は急激に減少している。養殖業は河川漁業に比べて減少の傾きが少ないのですが、それでも、やはり右下がりの状況が続いている。漁獲量が少なくなれば釣り人の方も釣れないからやめようかなと言う状況となる。その状況が13ページに遊漁状況と言うことで、第10図というのがあるんですが、これは遊漁証の販売枚数の経年変化を調べたもの、遊漁証といいますと、岐阜県の場合アユと雑魚に大きく分かれて、また、それぞれの遊漁証には年釣り券と日釣り券といって4つあるのですが、その状況を調べたのがこの10図ということです。アユの日券というのが黒丸、平成6年くらいがピークなんです、このように急激に落ち込んでいる。同じくアユの年券、白丸です。平成4年をピークに減ってきている。雑魚についても同じような傾向が見られるのですが、アユについては著しい状況に陥っているということで、それからもう一つ、戻っていただいて5ページ、第4図、組合員の数を示しているんです。最高値が昭和61年くらいが最高値となっているが、この時が65,000人くらい、平成17年には52,000人ということで、組合員さんも13,000人くらい減ってきているという状況です。

どういう事かと言いますと、一つは釣れないから釣り人が来ない。組合員さんにもならないと言うことがある。もう一つは、特にアユですが、釣りをやられる年齢層が、組員さんの年齢層がすごく高齢化している。一つの漁協、長良川筋の漁協さんが調べられたアユの釣り人の平均年齢が54.2歳というデータがありますし、それから、本日、恵那の組合長さん、委員さんがみえていますが、組合員の年齢構成も完全に50歳を越えている状況で、新しい釣り人や組合員さんが、入ってこない様な状況ができてきている。これからは釣り人をつくって行くなり、漁協の経営を考えるのであれば、今の釣り人は、釣れる情報を拾って、釣れるところへ行きますので、今は釣り人の奪い合いとなっているということで、遊漁者対策と言うことで、他の県に無い取組を岐阜県でやっていこうと、また、新しい遊漁者をつくるための事業をやっていこうと言うことを、今、検討しておりますし、一部やっております。そういうような状況があるということで、次に松田の方から遊漁者増大対策の今後についてということで、一つお話をしたいと思います。

それと、遊漁者の話からは若干離れるんですが、42ページ、ここに水産課が行っている事業の一部を紹介しております。42ページに写真、二つの事業を載せておるんですが、一つはカワウ対策。これ、根尾川でカワウが一齐に飛来してきたところを載せておるんですが、これ、平成16年頃の写真なんです。ところが、この19年、今年も、まだ先日なんですけども300羽という群れが根尾川の方へ飛んでいった。そういう状況がまだある。カワウ対策ということで、漁協さんが、駆除とか追い払いとかの事業に対して使命を担うということと、もう一つは県内にコロニー、繁殖地が輪之内町に1箇所ある。その他にねぐらということで、夜間集団で休憩するところ、県内に10箇所くらいある。そういうところにおいても対策が必要ということで、ねぐらは規模が大きくなっていきますと、コロニー化するということで、そういうねぐらについて追い払いとか駆除しております。それが17年度からやっておりますし、18年度からは輪之内町のコロニー、あそこで繁殖抑制しようということで、巣の中に生み付けられた卵に石けん水を噴霧して、その後のふ化等を調べた経緯がございます。実際には、全部の巣はできませんので101の巣の中の卵にかけます。実際、効果はどうかといわれると若干、疑問な所もあるんですが、それでも50羽、通常何もせずにいるよりも、石けん水をかけることによって50羽弱くらい抑えることができたという結果を得ております。それから、下の写真ですが、遊漁者増大対策ということで、これは平成17年から県内の漁協さんが、初心者とか女性の方とかお子さんを対象、初心者もあるんですが、そういうものが書いてあります。それに対して県が補助しているんですが、この写真は、郡上漁協さんが親子友釣り教室を開催されたときの写真で、親ができなくても、子供は熱中するというか、インストラクターに教わり

ながらやっていると。大変お子さんは釣りに対して興味を持たれた。親も自分が釣って、初めて釣ったアユに感動していたと。こういう地道な取組も県としてやっていく必要があるのかなと考えています。あと、この冊子の中には遊漁制度の所もありますし、漁業権の設置状況の方も、委員会で審議していただくような内容も記載しておりますので、時間があれば、目を通していただければ、幸いと考えております。それでは、「遊漁者増大対策の今後について」ということで、松田の方から説明させていただきます。

○松田書記

それでは、「遊漁者増大対策の今後について」と題しまして、現況及び実態、並びにこれらに係わる対策と問題点についてご説明させていただきます。そして、終了後、ご意見、ご感想等、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、1 ページ目の「本県の内水面漁業を取り巻く環境」をご覧ください。これは、委員の皆様にとって、ご周知のことも多いと思われそうですが、話の前段としてお聞きください。まず、①の漁場環境をご覧ください。近年の内水面漁場は、水域環境そのものの悪化に加え、アユ冷水病やコイヘルペス病など、様々な要因が複雑に絡み合って大変厳しい状況となっております。そして、これら要因により、矢印のように、漁業者・遊漁者が減少し、組合収入が減少、これに伴い増殖費が減少、そしてこれが漁獲量減少の一要因ともなる等、いわゆる負のスパイラルに陥っております。この部分を何とかできれば、ある程度好転の兆しも期待できる本質的な要素一つですが、どれも根本的な解決は難しく、対策を講じつつも持病と同様、上手につきあっていくことが必要な部分と考えております。一方で我々を取り巻く環境も大きく変わっております。③をご覧ください。バブル経済崩壊後、家計収入・支出の減少や支出項目の増加等により、余暇時間・余暇支出が減少し、余暇活動においてもその選択肢が増加し、釣り人の母数そのものが減少し、さらに、釣り自体も多様化するなどして、内水面遊漁者数が、益々減少していると考えられます。そして、今回は、主にこちらの部分を問題といたしまして、その対策等を検討しております。

それではまず、これらを裏付けるデータ類といたしまして、2 ページ目、3 ページ目の図をご覧ください。まず、2 ページ目の図1 の一番上から、矢印とかをいっぱい付けている線が、アユ日釣り券販売枚数の推移となっております。そして、順番に、雑魚日釣り券、アユ年券、雑魚年券の販売枚数の推移となっております。次に3 ページ目をご覧ください。図2 は、全国における年間総実務時間の推移を示したものでございます。図3 と4 は、余暇時間・支出が前年と比べて「増えた」と回答した人、「減った」と回答した人の割合の推移でございます。3 が時間で4 が支出額でございます。それでは2 ページ目にお戻りください。遊漁者減少の原因には様々な要因がございますが、このように、バブル経済崩壊後、勤労時間は減少傾向にあったものの、余暇時間及び余暇支出が減少したとを感じる人の割合が増加傾向を示しており、この結果と比例するようにアユ遊漁証の販売枚数も減少しています。ただ、アユと雑魚では若干、傾向が異なっています。アユは、'90 代前半に遊漁証販売枚数のピークを迎えましたが、余暇時間及び余暇支出が減少したとを感じる人の割合が増加傾向に転じた'93 と時を同じくして問題となった、冷夏長雨、高温渇水という極端な気象による不漁と、その後の冷水病の蔓延による不漁が引き金となって遊漁者離れが加速していったと考えられます。一方、雑魚は、アユの遊漁証販売枚数のピークと前後してピークに達しておりますが、これは、'90 年代に入ってブームとなったバス釣りを中心とするルアー釣りによるものが大きいと考えられます。これを裏付ける資料としましては、K 漁協の遊漁証販売枚数があり、'96 と '98 ~ '00 の雑魚の日釣り遊漁証の販売枚数はK 漁協がトップ となっております。しかし、雑魚についても '99 以降、急速な減少傾向を示し、アユと同様、ここ数年は、日釣り、年釣り共に過去20 年来最低のラインを推移しています。前段でも説明させていただきましたが、これは人そのものを取り巻く環境に起因する部分が大きなウェートを占めているものと考えられます。4 ページ目に、これらに関係する資料を抜粋しておりますので、主なものを紹

介させていただきます。主に「レジャー白書2004」からのものですが、家計収入・支出は6年連続減少、心理的「ゆとり感」は回復していない、パソコンは「情報系レジャー」としてすっかり定着、余暇市場は長いトンネルからなかなか抜け出せない、今後の生活は「今より少ない収入を前提としている」人が増加、リラクゼーションサービスの利用が拡大、グルメ、食べ歩き、カラオケなどの「街型」レジャーが復活の兆し、自分の個性やライフスタイルを重視した消費を積極的に行っている、などです。

では、これら要因により減少したと考えられます遊漁者を呼び戻すためにはどうしたら良いかということになりますが、5ページ目をご覧ください。共通部分も多いのですが、やはり、アユと雑魚は別個に考えなければなりません。また、あまり暗い話はしたくありませんが、様々な情報等から勘案いたしますと、今後、生活環境や生活様式、自然環境等が劇的に好転する可能性はゼロに等しく、レジャー分野における限られたパイの奪い合いとなることを前提としなければならないことから、魅力ある漁場活用形態、運用方法等について重点的に検討しなければならないと考えております。まず、心理的「ゆとり感」をもてない現代人にとって、現在の内水面遊漁の何がネックとなり、また、それに対してどのような対策が考えられるかを抽出してみました。まず、アユですが、友釣りは道具類一式に高額を投じなければならず、また、仕掛け作りをはじめ、竿を出すまでに相応の労力を要することや、相応の熟練が必要なことから、時間とお金に余裕のない現代人にとっては敷居が高くなっているものと考えられます。また、入門には、現代人が苦手とされる人付き合い的な要素も必要であること、また、アユの友釣りは、釣れ続けなければ「おとり」がもたないため、河川生産力の低下の影響が直に遊漁者離れに繋がる可能性が高いこと、技量により釣果に差が出るのは仕方がないことですが、同じ場所でせめぎ合って釣らなくてはならないため、釣りが、癒しやストレス解消にならない場合があるといったことが上げられます。そして、これらの対策といたしましては、道具類の貸し出し制度の導入、新たな漁法の開発、仕掛け作りや釣り教室等の開催、また、その指導者の育成、女性専用区、シルバー専用区の設置等が考えられます。一方、雑魚ですが、これは言うまでもなく、きわめてシンプルな釣りでございます。特に、主にマス類を中心とするルアーやフライフィッシングは、仕掛けを付けたまま車に積んでおき、仕事帰りでも気軽にできることや、友釣りの様に、「おとり」の生死を気にしなくても済む、家族や恋人と一緒にできる。ファッションブルであること等、現代人にとって入門もしくは継続しやすい要素が整っているものと考えられますが、実際、遊漁者は減少の一途をたどっております。そして、この対策といたしましては、他のレジャー産業に負けない魅力づくりとして、観光、イベント、娯楽的要素の添加及び強化が必要と考えています。なお、アユ、雑魚、共通の問題点といたしましては、現在の遊漁証制度では、漁場管理組合ごとに遊漁料を支払わなければならず、遊漁者の行動を制限してしまう等、何かお得感に欠けるものとなっている感が否めません。そして、共通の対策といたしましては、ゾーニング等による漁場生産力に見合った、魅力的で効率的な漁場活用の強化、県内共通遊漁証の発行などが考えられます。

そして、今回、これら考えられる対策の内、さらに深く掘り下げていく課題といたしまして、6ページ目をご覧ください。まず、Aの県内共通遊漁証の発行ですが、これは現在、県漁連、単協において検討されております。ただ、問題点といたしましては、漁場の利用頻度差とそれに伴う増殖負担金等の不均衡、遊漁料の分配方法などがございます。続きまして、Bの「フライやルアー専用区の設定」、「女性専用区、シルバー専用区」「キャッチ&リリース区間の設定」、等でございますが、これは、遊漁規則の変更による実施や、第三者に対する効力はございませんが、協力という形での実施が可能となっております。また、遊漁とは性格を異にしますが、特定釣り漁場の活用も、効果的と考えられます。なお、特定釣り漁場につきましては、現在、11漁協25箇所で開催されています。続きまして、Cのゾーニングでございますが、皆様もご存じのとおり、アユの友釣りは砂浜に落ちている釘などを磁石で吸い付けていくような釣りでございますので、限られた予算において、効率的な放流を行う上でも、より増殖に適した水面において、ある程度集中して放流していくことも必要かと考え

ております。一方、雑魚でございますが、これは、冬場の「漁場を有効活用しよう」と言うものが根底にございます。主に、アマゴを対象とした考え方なのですが、産卵場となりうる区域、原種が生息する区域等、保護すべき区域をきっちりしたうえで、調整規則による採捕禁止期間を解除し、「漁場を周年活用しよう」というものでございます。

これにつきましては、さらに、次ページをご覧ください。アマゴを対象としたゾーニングにつきましては、他県において事例がございます。高知県の一部河川の下流域では、調整規則によるアマゴの採捕禁止期間の設定を解除し、周年採捕可能としています。これは、調査研究結果に基づく漁協からの要望により実現したもので、もちろん、その漁協の漁場管理能力も問われます。ただ、岐阜県における問題点といたしましては、まだ、ゾーニングという概念が根付いていない。県内河川におけるアマゴ、イワナの産卵場、放流種苗の動向等のデータがない。同一水系漁協間の調整が必要と、これは、一例を申し上げますと、周年採捕可能とした場合のサツキマス漁業に対する影響等がございます。また、これは高知県からのお話ですが、調整規則の認可機関である国の見解としましては、遊漁者の要望のみにより禁止期間をはずすことは、「法上、好ましくない」というものがございます。ただ、対策というものは、ある程度先を予測して行っていかなければ間に合いませんので、もし興味のある漁協さんがございましたら、研究所等とタイアップして係わるデータを整えていくことも必要かと思われます。また、遊漁者ニーズの把握や河川内におけるます類の動態（生態等）の把握をしておくことも必要かと思われます。そして、水産課といたしましては、今年度以降、研究要望課題等として取り上げていくことも、視野に入れていかなければならないと考えております。

それでは、最後となりますが、8ページ目のシルバー区間の設定の可能性といえますか、必要性でございますが、なぜ、これを特出しさせていただいたかと申しますと、長期的展望に立った対策としましては、女性や子供を対象とした、釣り教室等がございますが、なにか、もう一つ、短期的、即効的な対策を立てる上でのターゲット層は無いのか、と考えたからでございます。次ページの図表をご参照ください。野村総合研究所の「生活者1万人アンケートにみる日本人の価値観・消費動向の変化」よりですと、今後団塊の世代では住宅ローンや子供の教育費負担から解放される。団塊の世代は余裕のある収入を預貯金に回そうとするのではなく、旅行などの自分のために使おうとする意識が高まっている。また、貯蓄も多く、2005年に65歳以上の高齢者人口が20%に達するなど、ますます高齢化が進んで行くことは確実な状況でありますことから、この世代を引きつける何らかの対策を立てて行かなければならないと考えております。予算化も視野に入れ、どのような対策を立てればこれらの層を川に呼べるかについて、皆様からのご意見等、よろしく願いいたします。とりとめのない話となってしまいましたが、私の方からは、以上でございます。

○森書記

今、松田の方から、今の状況分析で遊漁者対策として「こういう方向で」という基本的な部分を説明させていただいたんですが、併せて私の方で2枚とじの遊漁者増大対策について、という資料を配付させていただきました。ここには具体的に今、想定できるだろうという取組について、少し上げさせていただきました。遊漁者増大対策については水産課だけではなく、漁連さんの方も熱心に取り組んで見えます。岐阜県遊漁者増大対策協議会という会を設けてまして漁業者と行政と、釣り人代表の方にも入ってもらおうということで、関係者を集めて検討しております。と、ということで、昨年度一回目の会議をここでやっているいろんな意見をお聞きしました。今度、また、近々にお会いするんですが、その時にこういう事は具体的に想定できるのでは無いかと言うことで、うちの方から提案しようと思ってつくった資料ですが、遊漁者対策として大きく2つあるのではないかとすることがありまして、まず、既存の遊漁者を引っ張ってくる、これを「遊漁者集客対策」と名付けてみました、新たな釣り人の創出と、女の人、初心者、今のシルバー世代で新しい人、釣りに引き込んだらどうかというこ

とでまとめたものでございます。

具体的に遊漁者集客対策といたしましては、1番としては、共通遊漁証の発行、2番目に各種割引遊漁証、3番目にキャッチ&リリース区の設定、4番目に溪流釣り等における人数制限漁場、5番目に溪流漁場のゾーニング、6番目に釣り専用区の拡大、7番目に女性、初心者、高校生、シルバーも入るんですが、そういう釣り専用区を作ったらどうかと言うものでございます。それから、情報によって釣り人が来るわけですから、情報を発信できるような対策を設けたらどうか、そして、さらに施設間の連携、釣りだけを目的とするのでは無くて、一つの例を申しますと温泉施設等との連携、それと、アユの日の設定と、これは、どういう事かと申しますと、1日無料で開放したらどうかという発想なんです。こういう事が遊漁者集客対策として検討できるのではないか。で特に、これからこの委員会で検討していただきたいと思うのは、1～7の制度的検討を要する対策、共通遊漁証というのは現在、岐阜県ではやっておりません。ところが、2ページ目で、他県では、共通遊漁証は多い、県内共通遊漁証を発行している。単協が漁業権を持っていて発行するのは、法律に基づいてやっているんですが、これが、単協じゃなくて県漁連的ところが発行しているような事例もある。漁業権に基づいて発行していないんじゃないかという疑問もありますので、そういう法的な解釈の部分も含めて今後、検討していきたいと思えますので、こういう話題というか指導を今後、この管理委員会の方でお願いしたいと思います。分かりづらい部分があるので、少しずつ説明していきます。2番目に各種割引遊漁証というものがありますが、現在、岐阜県で割引をやっているのは子供、中学生以下の子供をタダにしたりとか、1/3、1/2減免とかやっている。高齢者、組合によっては70歳であったり75歳であったりも、やはり減免している。心身障害者についても減免しているのですが、それ以外に、岐阜県では女性の割引についても実現している。これは、今日お見えになっている神谷委員さんの漁協なんですが、女性についても減免している。その他、遊漁者からはどんな要望があるかと申しますと、団体割引、半日券的発想もある。こういったところは、もうちょっと検討していかなければ実現するものかどうか分からないのですけれども、こういう意見についても検討が必要と思っています。ちなみに、団体割引という事例を申しますと、岩手県がやっている。団体を承認して、定期的に購入していただける団体については、団体割引と言うことで、約1割値引きしている実態があります。次にキャッチ&リリース区の設定と言うことで、良く溪流魚で行われる、イワナ、アマゴ、釣るだけの楽しみで、釣った魚は傷めずに元の川に放す。と言う、これをキャッチ&リリースと言うんですね。これについては岐阜県にもございます。今やっているのが石徹白漁協、九頭竜川の最上流部なんですが、遊漁者の人をお願いということで、釣った魚はこの区域についてはまた川に放してくださいよと言うことでやっているんですが、やはりまだお願いですので、やはり制度としてバックアップしてしっかりしたものにしよと思うと遊漁規則とか行使規則に規定しておかなければならないだろうと言うことで、やはりこれらも制度的な部分で検討していきたいと考えております。ここに、他県のキャッチ&リリース区の設定状況と言うことで、北海道から宮崎まで出しておるんですが、この中にはお願いでやって見える所もありますし、禁止区域、要は、釣ってもいいけど釣ったやつは放してくださいよと言う条件付で規則に規定してる事例もあります。こういうものを検討して、岐阜県は岐阜県なりに何かそういうものを作りたいと考えているわけでございます。4番目に溪流釣りなんかでは人が多すぎてゆっくり釣ない。「前を歩いて行ったら後はもう釣れないよ」と言うことで釣り人からはその谷については10人なら10人と、人数制限をした漁場をつくっていけないかという発想。これに付きましては、私ども何も検討できませんので、今後時間をかけてやっていきたいと考えております。溪流漁場のゾーニング、先ほど松田の方からゾーニングという話がありましたが、原種を保護するゾーン、通常に、岐阜県においては2月1日から9月末日まで釣りができるゾーン、の管理をするゾーン、365日釣りができるゾーンに分けて、漁場を有効活用していくんですが、そのねらいとしては、原種の保護もあれば漁場の有効活用という目的もある。これについては、最近出てきた発想ですので、私の方といたしまし

てもどう捕らえていいのか分かりません。他の高知県の事例も勉強しながら検討していきたいと思いますし、今年、県漁連さんの方も勉強会を開かれると聞いておりますので、漁協の方と連携しながら取り組んで行くことがあると考えております。6番、釣り専用区、友釣り専用区、これは今、実際行われております。そして7番、女性初心者高校生以下等の釣り専用区の設定と言うことで、こういったところも釣り人から出てくる要望でございます。これについては、一ついい事例がございます。恵那漁協、神谷委員さんの所ですが、四ツ目川というところ、これは直接木曾川に流れ込む川でございますね。(はい、そうです。) 四ツ目川というところで、一定区間を中学生以下の占用釣り場としている。組合員さんであろうが、遊漁者であろうが、子供占用でありますので、守っていただくわけですが、これは規則でやってないんです。網なんかの規制はかけている。釣り専用区ですよと言って、子供に限定するのはお願いでやっている。これからそういう取組をする上では制度的にもはっきりバックアップをしていかなければならないのではないかと考えている。これは前向きに検討していきたいと考えている。制度的な部分については、今申しましたこういう対策が考えられると思います。

そのほかに、制度と関係なく、対策として考えられるのは、先ほども申しましたように、情報の発信、他施設との連携、アユの日の設定、釣り教室の開催、学校との連携というものがあると思います。その中でちょっと説明したいのが、他施設との連携でございます。これ、県内にもおもしろい取組をやっているところがございます。これは、馬瀬川上流漁協さんなんですが、あそこは遊漁証を買えば美輝の湯、800円が500円になる。そういうのも釣り人にとっては一つの魅力なんです。で、温泉施設についてもお客さんが入らないよりも若干値引きしても入ってもらった方が経営上いい。そういった事例を集めて漁協さん提示して、地元にもどのような施設があるかは分かりませんが、連携を図ってもらうことも考えなければならないと思っています。このような取組によって、昔の様に川が釣り人で埋め尽くされる様な、そういう姿を取り戻していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いします。

○会長

どうもありがとうございます。非常に今までにないような形で、漁業権があつて、あるいはそういう考え方も出してもらったということは、非常にありがたいことでございます。なお、いっそう委員の皆様方をお願いしていただくと同時に、何とか遊漁者を増やせるよう、情報等よろしくお願いいたします。

○吉村委員

提案ですけど、実は、最近、レジャー関係で見えますと、中高年の方のトレッキング、山歩きが増えてきている。実は朝日新聞で連載しているんですが、その中で、山の散策をするだけでは長続きしない。山を歩くことを一つ手段として、他に目的を持とうということで、釣りを提案したところ、読者の方から釣りはやりたいけどやったことがないので分からないということが返ってくる。新聞社等、教室展開をしており、釣り教室もやっている。意外にそこが隠れた部分と思う。山歩きをする。魚を釣るために山歩きをするというものもあるんですけど、単なる山歩きをするその中に釣りを加えることによってバリエーションが広がる。それを指導する機会があまり無い。

今年、郡上漁協で釣りメーカー主催で、アマゴ釣り教室、私の友人がそこに入って、非常に勉強になったと言っている。最近、山歩きする人たちも誰か釣りを教えてくれないかと言うことで、メーカーにも折りたたむと30cmぐらいの竿がある。ほとんど毛針、てんからが多いんですけども、バックに入れておいて休憩時間に、あるいは早く山小屋に着いたときなんかは近くで釣りをする人も増えつつある。ただ、やっても釣れないとダメ。確実に1匹でも釣れるような状況も、釣り教室の中でも目を向けたらどうかなと思う。

○川合委員

今の関連ですけど、先ほど話題に出ていた美輝の里、十数人が、大阪の山歩きも魚も川も好きという人たちをご案内しようとしている。美輝の里いいなと考えている。

それと四ツ目川、ふるさとの水辺連携でとっても好評だったところで、あぁいったところが増えればいいなと言うのがあります。それと提案したいのは、今、河川環境教育が行き詰まっている感じで、今朝も担当者と話してきて、どこかコンサルに委託するのではなくて、どこか河川関係のNPO、今、いっぱい立ち上がっており、既に環境教育もやっているの、うまく連携を取りながら、金を使う必要なく、職員の方も動く必要が無いので、産民学がうまく連携し合えば、いい形でいくんで無かろうかと。その中で、釣りマナーと川の環境教育、その中に河川環境といったものは含まれている。これまでは行政の縦割りがあったんですけど、いろいろなことができるのではないかな。そういった所と連携できればいいなと考えている。

○奥村委員

学校との連携、大変大切。問題は、遊漁者の増大に繋がるかどうかは別にしまして、私の地元では12回続けてアユの放流をしております。あまごも併せて一緒にやっている。4年生の子が毎年やっている。しかし、最近、残念なことに女の子はアユを怖がる。古里教育も含めて、釣りも川で釣らして、釣ったのを焼いて食べさせる。後から、魚の説明をしていく。この中にやはりプロミたいな子も出る。手間暇かかるけれど続けておればきっとそういった子らが増えてくると思っております。郡上漁協ではないけれども大和支部において、昨年と今年、溪流釣りを女性と子供だけで行っているが、1回目は多く来たが、今回、雨で一度流れて二回目ということで少なかったが、皆さん大変喜んでいて。各団体からお金をいただき事で入場料を500円にしたので安かったのが好評でしたが、お金も無くなりましたので、今度は郡上漁協はアユの教室とアマゴの釣り大会、この2本立てで行こうかと考えている。これについては補助金もお願いしたいと考えております。私も子供とレディースの特定の釣り場、話が付いているのでお話しします。深くもなく浅くもなく、民家もあるので安全面を考えた非常にいいところがございますので、地元の理解が得られれば、わずか500mぐらいのところがございますが、できれば作っていききたいなと、検討していききたいと思っています。遊漁者が増えればと考えている。しかし、これが本当に遊漁者増大に繋がるかどうかはかどうかは多少疑問がある。少子化で子供が減っており、どれだけカバーできるかと思っている。

(そういった情報はホームページに載るんでしょうか。)

ホームページに出ます。

(河川課のいい関係ができないかなと考えている。)

私の漁協で、インターネットで、ホームページを公開している。

(キーワードは)

○森書記

郡上漁協で、一発でヒットします。ホームページを持っている漁協さんでしたら検索をかければ出てきます。岐阜県の水産課のホームページに、漁協一覧で解禁情報等、入っております。ホームページが開設されているところはリンク張ってますので、そこからでも飛んでいけます。

○駒田委員

以前、30年ぐらい前ですけど、水産課の人とよく話をしたんですけど、岐阜県の水産業、今後どうなるんだという話、そのときに今後、コイなんかはどうなっていくかと聞いたことがある。その時、いずれ、遠い将来、絶対淡水魚の蛋白が必要になる時が来ると言われたことがある。長い、長期の見通しだと思って、その間にいろんな人の食生活が変わって、やっぱり出てくるのが地元のものを食べようとか、いろいろな言葉が出てくるんですけど、一つは今、社会情勢の中で魚が非常に高くな

ってきている。海の魚に変わるようなものとして、小学校とか、現場から声が上がってきている。そのときちょうど私、こういう事をさせていただいて、本当にピタッと一致している。ただ、根底にあるのは、食べないとダメ。消費しないと。釣ってどうこう、レジャーで、アメリカでレジャーで盛んになってもこれはフィッシングであって日本になじまない。外来魚禁止になってホッとした。やっぱり釣ったものは食べる。岐阜県に川魚はいっぱいいるのにスーパーにないということで、これは流通に問題があるんですけども。さきほどコイのヘルペスとアユの冷水病の話ありましたよね。で、コイのヘルペスはみんな良く知っているが、アユの冷水病みんな知らない。何でかな、問題はどこにあるのかなと思うと、やっぱり流通なのか、アユは釣ってきた物をもらってしか食べたことがないのかとか。今の人に釣り場に来てくれるように、ちょっと将来の人に来ていただけるように、そしてもっと魚を食べてくれるようにという話とならないと、そういう風にならないと、この部分が岐阜県の水産業をしっかりとっていく上で大切なテーマだと思います。

○川合委員

販売価格の問題とか、食糧難の問題とか、輸入できなくなるとかの問題で、今基礎固めをしていかなければならない、いい機会に入りつつあるのかなと考えている。

○神谷委員

アマゴの教室で子供に釣らせるのですが、お母さん方が臭いからもってくるなどいうことがある。問題はそこ。

○森書記

駒田先生の方で淡水魚のイメージ、取り扱いなどの感触を 3600 人ほどを対象にアンケートをとりまとめております。その中におもしろいのがあって、お母さん方が全く魚を受け付けていないというものがある。おそういう時代を育ってきたんですね。淡水魚だけでなく、魚全体で言われている。白書などでも言われている。割高感があるとか、手間がかかるというイメージがある。肉は焼いて食べれば良いが、魚はさばかなければならない。

○西牧委員

子供たちはトレイにのって並んでいるものだともう最初からそう思っている。だから先ほどアユが怖いと言ったということがありました。私たちの頃は、魚がいたら何の魚だろう、ちょっと捕まえて飼ってみようとか、さばいてみようとか、食べてみようとか言うのは当たり前だった。それで、扱いを間違えると死んじゃう。死んじゃうと言うのは命がなくなることだから、これは大変なことだということをその中で覚えてきた。今の子供たちは、怖い、汚い、感じが中心で、それを育てた親、トレイの中の感覚。最初からそうなっているという感覚。岐阜へ来て、うちの子らが魚の格好をした魚が魚屋さんでいるという。それで買ってさばいてみる。一匹のものがあいう状態になるって、そんなことが大人になってからやっと分かってるんですね。今の子供たちの感覚は、先ほどパソコンの話が出たんですけど、パソコンの中で魚を育てている。それで、死んだらリセットしてまた育てる。それから先ほどの、山がきれいに管理されれば、川へ流れ出る土砂がある程度押さえられて、自然の魚が増えるだろうし、放流したものも増えてくるのだろうと思います。それと、もう一つ、今は子供どうして川へ行かなくなっている。女性の教室も女性どうしては行けない。危険が伴ってくる。なるほど、いろいろ重なって、一本では行かない。いくつかのものを一緒にやって行かなければならない。川魚は泥臭い、それがいい、川魚はこれでいいんだという頭を持ってるんですけど、海の魚を食べ慣れた人たちはダメ。ここは恵まれている。太平洋側の魚、日本海側のものも入ってくる。そういう点では岐阜県はいいところ。一番いいのは、子供たちが魚を釣って、どうやったら魚は死んじゃうのかとか、せっかく釣ったんなら、ありがたく食べる。魚だけじゃなくお米だって1年たつて実

って、また種を残してくれる。そのサイクルを子供たちが身をもって感じていかなければ食べ物に対して、ぞんざいな食べ方をする。アユなんかが出てきても背中の部分だけをちょっと食べるだけで残してしまうような事になる。

○森書記

魚を食べないとかはよく言われますけれども、食べる以外にも、川へ行くことが危ないと言われることがあります。

○奥村委員

都会の方では「よい子は川で遊ばない」という標語すらある。

○川合委員

既存の環境教育だけではダメというのが見え始めてきているので、私たちも踏み込んでみたいと考えています。

○萩永委員

私たち子供の時は、夏になると川へ行って泳いでいた。今の子供は泳ぐのはプール。プールには魚も何もいない。川で泳ぐことは、危険だと先生に言われている。川へ行っても川へ入るのが怖いらしい。

○渡辺委員

子供はほんとに釣りは好き。キャンプなんかに連れて行って、釣りをするか、植物採集するか、小鳥の散策に行くかと選択させると8割方釣りです。初めて郡上八幡にあるキャンプ場で、ちょっとコツを教えれば、すぐ出来る。体験さえすればその1/3ぐらいはまた行こうかと、帰ってくるような気がします。そういう機会をどうにかすることが大切だと思う。魚を釣ったのを焼いて食べる何がいやかという骨なんです。骨が上手にとれない。でも食べ方を教えてやればできる。みんな知らない。お母さん方がめんどくさがる。やり方を知らない。親を教育すると間に合わない。いろいろ体験させれば何とかなっていくと思う。同じ事がシルバー世代にも言えると思います。やられるとやると思います。いい企画だと思う。そういう面でこれから考えられると私も楽しみ。私も考えようかと思う。

○川合委員

私でちょうど団塊の世代で、私がちょうど小学校3年生ぐらいにプールができて川から遠ざかった年代。団塊以前の人々は川で遊んだということがあるんですが、そこらへんは指導を仰がなければならないと思います。

○西牧委員

子供の集団で、昔は上級生がいろいろ教えてくれた。そっちの方へ行ってはいけないとか。そういう集団が地域にないとやっぱり無理。私たちの頃はそういった集団が、悪い事も教えたけれどいいことも教えてくれた。でも今は横でつきあえという指導があるらしい。それでは、いいことも発展しない。危険なことも見ていて経験しないとどうなんでしょう。

○吉澤委員

親も悪いけど学校の先生も悪い。学校で、放流、釣り教室をやるんですが、先生によってはカッターナイフで魚の腹を切らせると、そんな残酷な事は子供には教えてくれるなど言う。アユの放流をやると大人が何人出てくれるんですかと言う。小学校4年生、古里の源流からの勉強もしている。そういった一環として4年生にやらせるんですが、10人ぐらいの生徒数であっても役員5人ぐらい来てくれと言う。親の過保

護以上に学校の先生の問題もある。

○奥村委員

それもやっぱり親が悪い。先生に責任転嫁をするのでそうなる。結局、親が悪い。

○森書記

今、説明させていただいた部分で、これから制度的にどう検討するかは、次回以降に出させていただきます。

○奥村委員

渓流域のゾーニング、これはいろいろ問題点あるかと思いますが、特に郡上は、10月から11月にかけて銀毛化したものがどんどん下る。1,000、2,000の単位で下流に下ります。その期間だけでも上流で釣らせてもらえないかというのが漁師の要望です。それが出来るのか出来ないのか、高知県でやっている事例があると聞いているので是非とも検討していただきたい。

○会長

どうもありがとうございました。大変良い話で。一言私から、私、川辺町でお年寄りの病気になった人を友愛訪問する、お見舞いする会の役員をやらせていただいておりますが、私も釣りが好きで年間2000尾ぐらいの渓流魚を釣りますが、それを皆さんに毎晩出していたら、アマゴは生臭くて食べれないという話があって、私の方で料理して差し上げますと、何でこんなにうまいのかと言われます。そこで、一言皆さんにお知恵を授けますと、必ずアマゴの場合は、血合いをきれいにとって、血合いがあっては生臭いです。血合いを取って山椒を入れて炊いていただくとおいしいです。また、塩焼きにする場合は、安い塩で良いので、塩焼きにする前にその塩をフライパンで焼いていただくと良い。いい味になる。その点だけ注意していただいて。

○会長

それでは、今日の委員会を閉会させていただいてよろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

平成19年6月18日

会 長

議事録署名者

委 員

委 員